

血液浄化心不全研究会（旧：血液浄化心不全治療研究会） 会則

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、「血液浄化心不全治療研究会」と称する。なお、英語表記は Society for dialysis related heart failure とする。

第2章 目的および事業

（目的）

第2条 本会は急性期および慢性期腎不全の血液浄化療法に関し、腎不全患者の心不全治療の病態や治療を理解することで患者の生命予後の改善や良好なADL及びQOLの維持及び改善を目的とし、血液浄化医療に関わる医療関係者の研究および診療の進歩、発展を願うものである。

（事業）

第3条 本会は前述の目的を達成するために、主として次のような事業をする。

- （1）研究発表、交流シンポジウム等の開催
- （2）会員相互の情報交流・研究協力の支援
- （3）臨床研究活動とその支援
- （4）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- （5）その他、役員が適当と認める事項

第3章 会員

（種別）

第4条 会員は本会の目的に賛同し、入会した法人または個人とする。

（入会）

- 第5条
1. 入会については、特に条件を定めない。
 2. 会員として入会を希望する者は、原則として入会申込書により
研究会事務局に申し込むものとする。

（退会）

第6条 会員は、退会届を本会に提出して、任意に退会することができる。

第4章 会費

(会費)

- 第7条
1. 会員は本会において別に定めた会費を納入しなければならない。
 2. 会費徴収分の出納については会計口座を設け、要請に応じ収支結果を会員に報告する。
 3. 会員募集までの期間は、会費は研究会参加費をもってこれにあてる。

第5章 役員等及び事務局

(種別)

- 第8条
1. この会に、次の役員をおく。
 - (1) 世話人
 - (2) 監事
 - (3) 顧問
 - (4) 事務局長
 2. 世話人のうち1人を代表世話人とし、必要に応じて1人または2人の副代表を置くことができる。

(選任等)

- 第9条
1. 世話人及び監事は、会員の中から選任される。
 2. 代表世話人は、世話人の互選とする。
 3. 副代表は、代表世話人が指名する。
 4. 顧問は代表が必要に応じて選任する。
 5. 事務局長は代表世話人が選任する。

(職務)

- 第10条
1. 代表世話人は、本会を代表し、その業務を総理する。
 2. 副代表は、代表世話人を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 3. 世話人は、世話人会を構成し、この会則の定め及び世話人会の議決に基づき、本会の業務を執行する。世話人会の議長は代表世話人があたり、議決は過半数を持って決する。なお、

賛否同数の場合は議長が決する。

4. 以下の事項については世話人会の承認を得なければならない。
 - (1) 事業報告及び収支決算
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 会則変更及び解散について
 - (4) 世話人の辞任及び選任
 - (5) その他世話人会において必要と認めた事項
5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 世話人の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 監査の結果、この会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを世話人会に報告すること。
6. 本会の事務を処理するために、代表世話人の選任する役員に事務局長を命じ、事務局または事務所を設けることができる。
7. 顧問は原則として会の運営には参加しない。

(議事録)

- 第11条 1. 世話人会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 世話人総数、出席者数及び出席者氏名
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

第6章 学術集会

(開催)

- 第12条 本会の学術集会を年1回開催する。

(会長)

第13条 学術集会の開催に際してその集会長・開催時期・場所などの決定は世話人会の承認を必要とする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第14条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品または財産及び事業から生じる収入
- (3) 本研究会の主催した集会の出席者より徴収した参加費
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第15条 本会の資産は、代表世話人が管理する。

(事業計画及び収支予算)

第16条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表が作成し、世話人会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

- 第17条
1. 本会の事業報告書、収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、世話人会の議決を経なければならない。
 2. 決算上剰余金を残さないことを原則とするが、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すことはできる。ただし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第18条 本会の事業年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年の3月31日をもって終わる。

第8章 その他必要事項

第20条 本会則に定めるものの他に、本会の運営その他必要な事項については世話人会の承認を経て定める。

(細則)

第21条 この会則の施行について必要な細則は、世話人会の議決を経て代表がこれを定める。

附則（１）

1. この会則は、平成２２年１０月１日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は前述の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。
代表世話人 氏家 良人
世話人 尾辻 豊 市場晋吾 中敏夫 椛島成利
鵜川豊世武（事務局長）
3. 本会の会費は、当分の間、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 年額 2, 000円
 - (2) 施設会員 年額 20, 000円
 - (3) 賛助会員 年額1口 50, 000円

附則（２）

1. この会則は、平成２５年７月１４日から施行する。
2. 本会の役員（世話人）に次に掲げる者を追加する。
世話人 長谷 弘記 宮田 昭 伊藤 孝史 瀬田 公一

附則（３）

1. この会則は、平成２５年１１月１日から施行する。
2. 本会の英語表記は Society for dialysis related heart failure に変更する。

附則（４）

1. この会則は、平成２６年７月１３日から施行する。
2. 本会の役員（世話人）に次に掲げる者を追加する。
世話人 田邊 一明 常喜 信彦

附則（５）

1. この会則は、平成２８年７月３日から施行する。
2. 本会の役員（世話人）氏家良人と中敏夫が退会し、次に掲げる者を追加する。
世話人 相澤 直輝 春木 伸彦

3. なお、代表世話人について今回は選出せず、次回世話人会まで保留とする。

附則（6）

1. この会則は、平成29年7月29日から施行する。
2. 本会の役員（世話人）に次に掲げる者を追加する。
佐野 吉彦 小倉 真治 宮本 哲 松永 篤彦 高橋 延行
3. 代表世話人の選出の結果
小倉 真治を代表世話人に選出し、その任にあてる。
3. 本会の役員を次に掲げる者とする。
代表世話人 小倉 真治
世 話 人 尾辻 豊 長谷 弘記 市場晋吾 宮田 昭
田邊 一明 伊藤 孝史 瀬田 公一 相澤 直輝
春木 伸彦 松永 篤彦 高橋 延行 佐野 吉彦
宮本 哲
監 事 常喜 信彦
監 事 椛島 成利
事務局長 鶴川 豊世武

付則（7）

1. この会則は、平成29年7月29日から施行する。
2. 本会の名称を「血液浄化心不全研究会」とする。なお、英語表記は Society for dialysis related heart failure を継続とする。